



2021年3月25日

各 位

株式会社 富山銀行

後見制度支援預金の取扱い開始について

株式会社 富山銀行（頭取 中沖 雄）は、2021年4月1日（木）より、成年後見制度をご利用されているお客さまを対象とした「後見制度支援預金」の取扱いを開始しますので、下記のとおりお知らせいたします。

当行は、これからも地域のお客さまの幅広いニーズにお応えすべく、各種商品サービスの拡充に努めてまいります。

記

1. 後見制度支援預金とは

成年後見制度を利用している後見人が、成年被後見人の財産のうち日常生活に必要な金銭とは別に普段使用しない金銭を「後見制度支援預金」で管理し、家庭裁判所の発行した「指示書」に基づく取引に限定して取り扱うことで、お客さま（成年被後見人）の財産を安全かつ適切に管理できる預金です。

2. 取扱い開始日

2021年4月1日（木）

3. 商品概要

商 品 名	後見制度支援預金
預 金 の 種 類	普通預金（決済用普通預金含む）
ご 利 用 いただける方	富山家庭裁判所より後見制度支援預金の利用にかかる「指示書」の発行を受けた成年後見人または未成年後見人 ※保佐、補助、任意後見制度のご利用のお客さまは対象外です。
取 扱 店	富山県内の全営業店 ※すでに成年後見人の方のお取引がある場合は、口座開設はお取引店に限ります。
口座開設方法	家庭裁判所から交付を受けた「指示書」にもとづき口座開設いたします。
預入・払戻方法	家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき預入・払戻を行います。 ※お取引の都度、「指示書」のご提出が必要です。



口座開設手数料	11,000 円（税込）
付加できる 特約事項	家庭裁判所の「指示書」に基づき、定額自動振込サービスが利用可能です。 その場合、当行所定の手数料が必要となります。
その他参考となる事項	① キャッシュカードは発行いたしません。 ② ATMのご利用はできません。 ③ インターネットバンキングのご利用はできません。 ④ この預金口座からの各種料金等の自動支払および給与・年金・配当金等の自動受取のご利用はできません。 ⑤ マル優制度のご利用はできません。 ⑥ インターネット口座のご利用はできません。 ⑦ 総合口座のご利用はできません。 ⑧ 投資信託や公共債（特定口座）等の資金決済口座としてのご利用はできません。 ⑨ 口座開設店以外での入出金取引はできません。

※詳細は商品概要説明書をご確認願います。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】
〒933-8606 富山県高岡市下関町3番1号
富山銀行 事務部
TEL 0766-27-0161

預金商品概要説明書

1. 商品名(愛称)	後見制度支援預金
2. 対象となる預金	普通預金(決済用普通預金含む)
3. 販売対象	後見人が選定されている成年被後見人または未成年被後見人の方で、家庭裁判所から後見制度支援預金の利用について「指示書」の交付を受けた個人のお客さま ※保佐、補助、任意後見制度のご利用のお客さまは対象外です。
4. 期間	定めはありません。
5. 口座開設方法	家庭裁判所から交付を受けた「指示書」にもとづき口座開設いたします。
6. 取扱店	富山県内の店舗 ※すでに成年後見人の方のお取引がある場合は、口座開設はお取引店に限ります。
7. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき預入します。 1円以上 1円単位
8. 払戻方法	家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき払戻しします。
9. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	毎日の店頭表示の利率を適用します。 毎年2月と8月の当行所定の日に支払います。 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とし、1年を365日とする日割計算とします。 20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。 金利につきましては窓口までお問い合わせください。 店頭の金利表示ボードまたは当行ホームページでもご確認できます。 ※決済用普通預金を選択された場合、付利されません。
10. 手数料	口座開設時に口座開設手数料11,000円(税込)がかかります。
11. 契約の終了	以下のいずれかに該当した場合、契約は終了します。 ①家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき解約する申し出があった場合 ②預金者が死亡した場合や、未成年の預金者が成年となった場合等、預金者が法定後見制度の適用対象外になった場合 ③預金残高が定額自動送金の金額に満たなくなった場合 ④普通預金規定に定める解約事由に該当する場合 ⑤法令の改正、経済情勢の変動その他の事由により、当行がこの預金の継

	継続的な提供が困難であると判断した場合
12. 付加できる特約事項	家庭裁判所の指示書に基づき、定額自動振込サービスが利用可能です。 その場合、当行所定の手数料が必要となります。
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ①キャッシュカードは発行いたしません。 ②ATMのご利用はできません。 ③インターネットバンキングのご利用はできません。 ④この預金口座からの各種料金等の自動支払および給与・年金・配当金等の自動受取のご利用はできません。 ⑤マル優制度のご利用はできません。 ⑥インターネット口座のご利用はできません。 ⑦総合口座のご利用はできません。 ⑧投資信託や公共債(特定口座)等の資金決済口座としてのご利用はできません。 ⑨口座開設店以外での入出金取引はできません。
14. 預金保険	<p>本商品は預金保険の対象ですが、全額保護の対象ではありません。</p> <p style="font-size: 1.2em;">〔 預金保険制度により保護される他の預金と合計して、預金者1人あたり1金融機関毎に元本1,000万円(決済用普通預金に該当する場合を除く)までとその利息が保護されます。 〕</p>
<p><当行が契約している指定ADR機関></p> <p>一般社団法人全国銀行協会</p> <p>連絡先: 全国銀行協会相談室 〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-1 朝日生命大手町ビル19階(全国銀行協会内) 一般電話から 0570-017109、携帯電話・PHSから 03-5252-3772 受付日: 月～金曜(祝日および銀行の休業日を除く)、受付時間: 午前9時～午後5時</p>	

(令和3年4月1日現在)